

# もの言わぬ学者は「政府のイヌ」と見なされる

10/14 5時間前 11:31 差出人: [毎日新聞ニュースメール](#)

## トップニュース



## 任命拒否、もの言わぬ学者は「政府のイヌ」と見なされる

「日本学術会議」が推薦した会員を菅義偉首相が任命しなかったことで、学問と政治の関係は今後どうなるのだろう。自民党推薦の参考人でありながら、2015年の国会で集団的自衛権の行使を容認する安全保障関連法案を「違憲だ」と指摘した早稲田大大学院法務研究科の長谷部恭男教授(憲法学)に聞いてみた。

### 「ボランティア以外の何物でもない」

——15年6月4日の衆院憲法審査会で、自民党推薦の参考人でありながら、法案に「ノー」を突きつけて反響を呼びました。ためらいはなかったのですか。

◆その前から、集団的自衛権の行使は違憲である、と言い続けてきた。あの場でも同じ主張を繰り返しただけです。私はいつも聞かれたことに、率直に答えているだけです。

——今後、ああいうことはしにくくなり、萎縮する学者も増えますか。

◆私自身がそのような場に呼ばれることは、もはや考えられません。他の方がどうかは、その人に聞いてみなければ分かりません。人によると思います。ただし、有志の学者と共に私も所属する「立憲デモクラシーの会」では「首相は今回の権限行使を直ちに撤回し、6人の候補者を任命すべきである。過ちを改めるについて憚(はばかり)りがあるべきではない」とする声明を出しました。筋が通らないものは放っておくわけにはいきません。

——長谷部教授も学術会議に在籍したそうですね。菅首相が「事実上、現在の会員が後任を選ぶことも可能な仕組み」と述べるなど、一部で既得権益のように言われていますが。

◆私は制度の端境期だったので、05年から9年間(現在は最長6年間)務めました。既得権益でも何でもない。自分の時間も取られるし、ボランティア以外の何物でもありませんよ。本音を言えば、たとえ給料をくれるとしてもやりたくないくらい。でも国際交流や社会への提言など、社会や公共のためになるならという気持ちでやっていた。そもそも「後任」とは何なのか。憲法学者の枠は何人だなんて決まっていはいません。

## 法的な問題点

——今回の**任命拒否**。**法的な問題点**は。

◆学術会議は日本学術会議法で定められています。同法17条で「日本学術会議は、優れた研究または業績がある科学者のうちから会員の候補者を選考し、内閣総理大臣に推薦する」とされており、**同法7条2項で首相の任命は日本学術会議の「推薦に基づいて」行われる**とされている。

この「**基づいて**」という文言は、行政機関の権限行使を強く拘束する場合に使われるものです。**つまりよほどの理由がなければ、その通りに任命するもの**です。

しかも同法3条は会議が「独立して」その職務を行うとしており、政府からの独立性を尊重すべき旨を明確にしています。

——政府は憲法第15条1項「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である」から、「首相が推薦通りに任命しなければならないというわけではない」と説明しています。

◆憲法15条1項は極めて一般的、抽象的な理念を述べている。それを引き合いに出して、**ここまで具体的に法律レベルで出来上がっている仕組みをひっくり返すのは、憲法論でも何でもない。詭弁(きべん)**です。

学術会議には、日本学術会議法という具体的な仕組みがある。まずはその仕組みにのっとって**任命権限は行使しなくては行けない**。憲法15条の方が上位だといつかもしれないが、同じレベルの憲法23条は「学問の自由」をちゃんと保障しています。

その学問の自由が及ぶ学術会議の会員と、その他の一般公務員を同じ土俵にのせて、公務員である以上、首相に選定・罷免権があるというわけにはいかないわけです。任命しなかった理由をきちんと説明すべきです。

その理屈で言えば、政府がこうだと言えば何でもできることになってしまいます。これまでも国家公務員法や検察庁法で随分とおかしな法解釈をしてきたわけですが、今後あらゆる場面で同様のことをするでしょう。

——法律が軽視されている。

◆**法律の軽視というよりも、日本学術会議法に反して違法**なのではないでしょうか。もし今回除外された人が国に対して抗告訴訟を起こしたら裁判で勝てるのではないかと。それぐらい、いいかげんな話だと思います。

## 「学問の自由を侵害」と自白したようなもの

——菅首相の狙いはどう見えていますか。

◆さっぱり分かりません。**学問の自由の侵害だと批判されることは目に見えている**のに。学問研究の成果は、しばしば社会や政治部門の側からの敵対的反応を招きがちです。だから外部の政治的・経済的・社会的圧力に抗して各学問分野の自律性を保護しなくてはならない。日本国憲法 23 条で「学問の自由」を保障する条項を特別に設けているのもそのためです。

——研究者による評価を政府が覆したということについては。

◆**学問の自由の侵害そのもの**です。菅首相が学術会議は「**総合的俯瞰(ふかん)的な観点から活動を**」と述べていたが、これはつまり**純粹に学問的な論理ではない理由に基づいて活動してもらいたいと言っているに等しい**。学術会議を学術会議でないものに変質させようとしている。**学術会議が、学問以外の余計なことを考えながら活動すべきだ**というのは、**学問の自由を完全にゆがめるもの**です。

俯瞰的な観点から人事をしたというのも、学問的な理由ではないほかの事情に基づいて人事権を行使したと言っているわけで、「学問の自由を侵害している」と自白したようなものです。

——ある政権幹部は「公務員に任命するとなると、それぞれ社会性だとか、国際的な発信力だとか、総合的にみる必要がある」と。

◆それは全然理由になっていませんよ。国際的な発信力で言えば、(今回除外された東大教授の)加藤陽子先生ほど**国際的な発信力のある人はそうはいない**でしょう。いろいろ言い訳はするが、全く説明になっていない。**要するに「私たちの気に入らない人を任命しなかった」と言っているだけ**ではないでしょうか。

これでは、学問に基づいていろいろと意見を言うのはやめてくれ、政府の気持ちをそんたくして意見を言ってくれということになる。今回のことがあった上で、政府にきちんともを言わない学者は、世間からは「**政府のイヌ**」と見なされかねません。

## はせべ・やすお

1956 年、広島市生まれ。東京大学法学部卒業。日本公法学会理事長。「戦争と法」「憲法と平和を問いなおす」「憲法とは何か」など著書多数。